

岐阜県公報

令和七年十二月二十六日

(金曜日)

目 次

規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十六日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則
岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秘書課) 五五七
(防災課) 五五七
(環境管理課) 五五九

岐阜県規則第百十五号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則（昭和四十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「知事」を「副知事」に改める。

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令
岐阜県表彰規程の一部改正
岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(秘書課) 五五九
(森林保全課) 五六〇
(財課) 五六〇

(農地整備課) 五六一

訓 令 甲
公 示

岐阜県土地改良事業計画の変更

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県規則第百十六号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別記第十七号様式を次のように改める。

第17号様式(第13条関係)

災 害 救 助 費 算 出 内 訳 書

市町村名

種 目 別 区 分	市町村総支弁額			算定基準による算定額		
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
I 救助業務に要した経費						
1 救助費						
(1) おそれ段階における避難所設置費	避難所	延人		延人		
	福祉避難所	延人		延人		
	ホテル・旅館等	延人		延人		
	その他 ()	延人		延人		
	計	延人		延人		
(2) 避難所設置費	避難所	延人		延人		
	福祉避難所	延人		延人		
	ホテル・旅館等	延人		延人		
	その他 ()	延人		延人		
	計	延人		延人		
(3) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸		戸		
	賃貸型応急住宅	戸		戸		
	応急修理期間における応急仮設住宅の使用	戸		戸		
	計	戸		戸		
(4) 炊き出しその他のによる食品給与費		延人		延人		
(5) 飲料水供給費		延人		延人		
(6) 被服、寝具、その他の生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		世帯		
	半壊(焼)・床上浸水	世帯		世帯		
	計	世帯		世帯		
(7) 医療及び助産費	医療	延人		延人		
	助産	延人		延人		
	計	延人		延人		
(8) 被災者の救出費		人		人		
(9) 福祉サービスの提供費		延人		延人		
(10) 住宅の被害拡大防止する緊急措置費(アーリーアクト展張費)	自力又はボランティアによる施設を防止する緊急措置費(アーリーアクト展張費)	世帯		世帯		
	建設団体企業等による施設	世帯		世帯		
	計	世帯		世帯		
(11) 日常生活に必要な部分の修理費(住宅の応急修理費)	半壊(焼)以外	世帯		世帯		
	準半壊	世帯		世帯		
	計	世帯		世帯		
(12) 生業に必要な資金の貸与費		世帯		世帯		
(13) 学用品の貸与	小学校児童	教科書 文房具等	人	人		
	中学校生徒	教科書 文房具等	人	人		
	高等学校等生徒	教科書 文房具等	人	人		
	計	人		人		
(14) 埋葬費	大人	体		体		
	小人	体		体		
	計	体		体		
(15) 死体の検査費		体		体		
(16) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		体		
	一時保存	体		体		
	検査	体		体		
	計	体		体		
(17) 障害物の除去費		世帯		世帯		
(18) おそれ段階における輸送費						
(19) 輸送費						
(20) おそれ段階における賃金職員等雇上費		人		人		
(21) 賃金職員等雇上費		人		人		
2 法第19条の補償						
II 救助事務に要した経費						
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費						
(合 計)						

備考 1 「炊き出しその他のによる食品給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を3で除して得た数を記入すること。

2 「医療及び助産費」の項は、日赤救護班を除いた救護班に係る経費を記入すること。

3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別区分ごとに第3条の規定により別表第1に規定する救助基準額と市町村総支弁額とを比較して少ない方の額を記入すること。

4 福祉避難所の設置については、法第2条第2項に基づき福祉避難所を設置した場合を除き、福祉サービスの提供費に計上すること。

令和7年11月1十六日

岐阜県知事 江崎禎英

第八条第三項中「知事」を「副知事」に改める。

附 則

この規程は、令和八年一月一日から施行する。

岐阜県告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年十一月一十六日

岐阜県知事 江崎禎英

(一) 解除予定保安林の所在場所

下呂市小川字井口一三六一の八、一三六一の九

(二) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(三) 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年十一月一十六日

岐阜県知事 江崎禎英

一 解除予定保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東津波字岡山八九九の一・九〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

訓令甲

岐阜県訓令甲第一十四号

府中一般
各現地機関

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十一月一十六日

岐阜県知事 江崎禎英

岐阜県公有財産事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県公有財産事務処理規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

第二十条中「掲げる」を「掲げる区分に応じ、当該各号に定める」（総務部長が指定するものにあつては、総務部長が指定する）に改め、同条各号を次のように改める。

一 取得（新築、増築及び移築を除く。）及び処分（取壊しを除く。）による異動 所有権得喪の日
二 新築、増築及び移築並びに取壊しによる異動 工事完了の日
三 所管換又は所属替による異動 第八条第一項に規定する引継書又は第九条に規定する調書に記載された所管換又は所属替の日（総務部長が引継ぎを受けた公有財産で、直ちに処分するものにあつては、処分の日）
四 実測、錯誤その他の理由により財産台帳の記載事項に異動があつたもの 異動の決裁があつた日
附 則
この訓令は、令和七年十一月二十六日から施行する。

一 繼覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

岐阜県知事 江崎禎英

令和七年十一月二十六日

事業名	県営中山間地域総合整備事業（農業用用排水施設整備・農地防災・暗渠排
地区名	岩村・山岡地区
縦覧場所	岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）
縦覧期間	令和七年十一月二十六日から 令和八年一月十五日まで

令和七年十一月二十六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社